

3-5 車両と推定されるが確定できないものと  
材料分析が必要と判断したもの

車両と推定されるが確定できないものと材料分析が必要と判断したものの写真

(ア) 金属片の差し込み側が人工的に加工されているように見えるもの		
材料分析が必要と判断したもの		
人工的に加工されたような穴や切り取り跡があるもの	特異な形状をしているもの	
232	351	282
  	  	  

(イ) 破断面が人工的に作られたように滑らかなもの

車両と推測されるが確定できないもの  
(金属片が他機関にあるため、材料分析ができなかったため、確定できなかったもの)

材料分析が必要と判断したもの  
特異な形状をしているもの



(ウ) 金属片の厚さが自動車用鋼板と一致しないもの

材料分析が必要と判断したもの

自動車鋼板よりも厚いもの (2.3mm を超える)

鉄以外の材質であり車両付帯品とは思われないもの

299



276



300



428

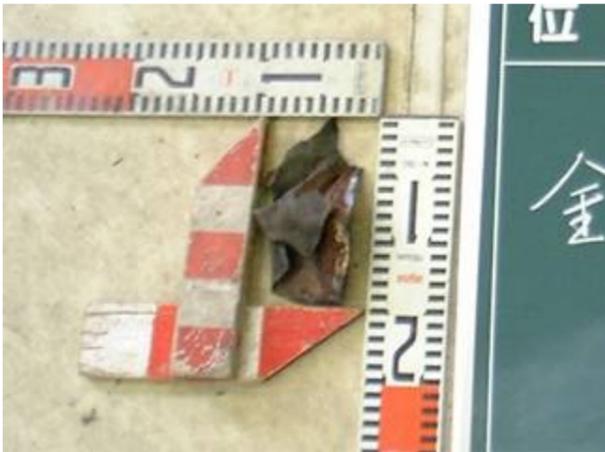


(エ) 中央分離帯のある道路で継ぎ目に付着しているもの

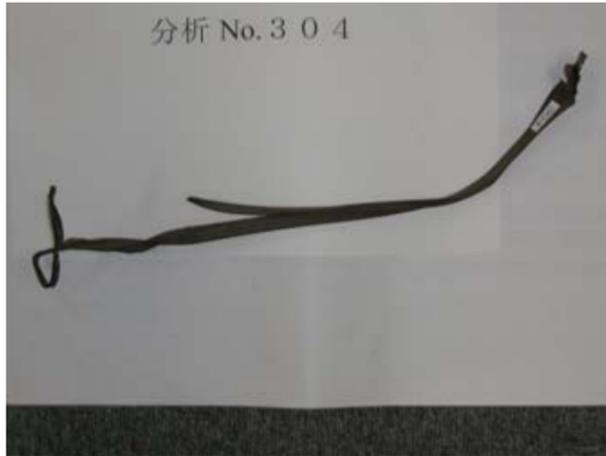
材料分析が必要と判断したもの

特異な形状をしているもの

297



304



319

